

令和6年度

教育方針と主要施策

池田市教育委員会

本日、定例市議会におきまして、令和6年度の「施政及び予算編成方針」が、市長から発表されたことに伴い、池田市教育委員会として、令和6年度「教育方針と主要施策」を申し上げます。

はじめに、1月1日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。震災から2か月余りが経過いたしましたが、甚大な被害を前に、避難生活のさらなる長期化も予想されております。

皆様が日常の生活に戻られますよう、1日も早い被災地の復興をお祈り申し上げますとともに、この度の震災で傷つき、不安を抱えながら生活している子どもたちが、笑顔で過ごし、安心して学ぶことができる環境が、早く戻ってくることを願っております。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行されました。教育委員会及び学校園では、コロナ禍において、さまざまな教育活動の意義、実施内容、方法などについて、改めて、熟考する機会となりました。

このことを踏まえ、教育の「不易と流行」を十分に見極めつつ、引き続き、新たな教育の在り方を追究し、教育施策を推進してまいります。

教育委員会は、これまで、平成24年4月に策定した「池田市教育ビジョン」に基づき、本年度に至る12年間、「学びつづけ、ともに生きる、池田の子ども」の育成をめざし、つながりのある教育の創造に邁進してまいりました。この成果と課題を引き継ぎ、令和6年度より、「第2次池田市教育振興基本計画」のもと、「教育のまち池田」が描くウェルビーイングの実現をめざします。

予測困難で急速な社会変化が進む今、教育が抱える課題も多様化、複雑化してきており、教育はまさに大きな転換期を迎えております。

池田が描くウェルビーイングでは、「教育の力で個人と社会の幸福感を創造すること」を目標とし、教育のまち池田の3つの基本理念である「心豊かなひとづくり」「心なごむまちづくり」「心かよういとなみ」のもと、「学ぶ喜び」を核として進めてまいります。

生涯にわたり、予測が困難で答えが一つではない課題に対し、未来を描き、切り拓くためには、豊かな創造性と確かな実践力が不可欠です。

教育委員会は、学校教育を中心に、「学ぶ喜び」の中で「創造性」と「実践力」を育み、その創造性と実践力を活かす中でまた「学ぶ喜び」を創出する教育を進めてまいります。

「創造性」と「実践力」を育み活かす教育の具現化に向けては、1つ目に「時代の変化に対応した資質・能力の育

成」、2つ目に「すべての可能性を伸ばす環境の構築」、3つ目に「安心して学び合える魅力ある学校園づくり」、4つ目に「家庭・地域・社会における主体的な学びの推進」、以上4つの基本方針を掲げ、池田独自の特色ある教育を展開してまいります。

また、総合教育会議を通し、市長との十分な連携のもと、教育行政を的確かつ着実に実施してまいります。

以下、主要施策につきまして、4つの基本方針に沿って、ご説明申し上げます。

基本方針1「時代の変化に対応した資質・能力の育成」につきましては、4つの政策目標で構成しております。

1つ目の「確かな学力の育成」につきましては、子どもたちの豊かな学びを創造するために、研究推進委託事業や指導者派遣事業などを通じて、教育効果の高い魅力ある学校づくりを推進してまいります。

また、豊かな学びを支える基礎学力の向上を図るために、新たに個別学習に対応したデジタルコンテンツを効果的に活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実を推進してまいります。

2つ目の「豊かな心と健やかな体の育成」につきましては、さまざまな人権課題への正しい理解と認識のもと、心

身ともに健康な子どもの育成を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、各学校園が編成する教育課程において、人権教育を基盤とした教育が実施されるよう、すべての教育活動を通して、子どもたちの人権感覚を高める教育を推進してまいります。各学校園において人権教育を進めるにあたっては、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要であります。人権教育研修会の充実を図ることで、教職員の人権感覚の向上に努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、民間の外部指導者とも連携し、専門的な指導を実施するとともに、教職員の専門性の向上を図り、体育学習の充実に努めてまいります。また、学校給食を通じて、食事の重要性や栄養バランス、食文化などへの関心と理解を促進するとともに、栄養教諭を中心とした体系的・継続的な食育の推進に努めてまいります。

3つ目の「未来を切り拓く力の育成」につきましては、子どもたちが今後予測困難な社会の変化に関わり、未来を切り拓く力を育成する上で、自らに合った最適な学び方を選択し、一人ひとりが個性を輝かせ創造性を発揮できるようにしていくことが重要であります。

そのために、一人一台のタブレット端末を中心としたICT機器の活用に向けて、教員用タブレット端末のさ

らなる整備、教職員研修の内容と方法をより一層充実させることにより、個別最適で協働的な学びの実現に向けた授業改善をさらに推進いたします。

情報活用能力育成に向けましては、9年間の各教科及び教科横断的な学びの中で、情報活用能力を計画的・系統的に育成してまいります。

また、グローバル化の進む社会の一員となるべく、コミュニケーションを図るためには英語力は必須となると考えております。そこで英語教育では英語教育の現状や課題に則した教職員対象の研修や連絡会を実施し、教職員の指導力向上に努めてまいります。

加えて、引き続き市立全学校への外国人英語指導助手（ALT）の派遣と、市独自の取組として、全小学校・義務教育学校の前期課程への英語専科教員の配置を通して、子どもたちの異文化理解力、相手や場面に応じたコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

4つ目の「社会形成能力の育成」では、すべての子どもたちが自己理解を深めながら、将来、社会で自立して生きていく力を育てるキャリア教育を学校園の連携のもとに推進し、義務教育修了時に自ら進路選択ができる力を培ってまいります。

また、教科学習などで培った力を活かすことができる学校行事の実施により、子ども同士のコミュニケーション

ンを一層豊かにし、生き生きとした学校生活の実現を図ってまいります。

時代の変化を柔軟に捉える感性をもち、学びの在り方を本質的に変革することで、各学園の魅力ある教育実践を一層推進してまいります。

基本方針2「すべての可能性を伸ばす環境の構築」につきましては、4つの政策目標で構成しております。

1つ目の「一人ひとりに寄り添う支援教育」につきましては、「ともに学び、ともに育つ」の理念に立ち、特別支援教育を学校全体の取組として、支援教育チーフコーディネーターを中心とした校内体制を充実させてまいります。

支援学級在籍児童生徒に加え、通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒へも対応する支援教育支援員を各校に配置し、一人ひとりに寄り添う教育を充実させてまいります。

また、合理的配慮の提供、教職員の指導力の向上、教育的ニーズに対応できる体制づくりを進めていくために、支援教育や子ども理解に関する研修を実施し、専門家と連携することで、障がいや特性に対する理解を深めてまいります。

加えて、医療的ケアを必要とする園児・児童・生徒が、地域の学校園で教育を受けることができる教育環境を構

築します。

「幼稚園通級指導教室」につきましては、公立及び私立幼稚園の指導を要する年長児に対しまして、特性に応じたプログラムを計画・実施し、就学前から小学校へ切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

市長部局とも連携し、早期からの相談・支援体制を整えるとともに、今後も支援教育の充実に努めてまいります。

日本語の理解が困難な子どもたちへの支援につきましては、関係機関や団体と連携し、個々のニーズに合わせた支援を実施してまいります。教職員研修を充実し、日本語指導の指導力向上を図るとともに、新たな人材の確保に努めてまいります。

2つ目の「学びの場の保障と充実」につきましては、安心して学びあえる集団づくりと学びの選択肢により、すべての子どもが学ぶことのできる場を保障してまいります。

いじめ対策につきましては、「いじめ防止対策推進法」に則する形で策定いたしました「池田市いじめ防止基本方針」に基づいて早期に発見し、専門家を含めた学校いじめ対策組織のもと積極的ないじめの認知に努め、組織的に対応してまいります。また、いじめの未然防止に努め、いじめを見逃さない学校環境を構築してまいります。

子どもたちが自ら援助を求めることができるよう、スクールカウンセラーや小学校におけるスクールアシストメイトの配置回数を増やすとともに、タブレット端末による相談ツールを活用し、課題の早期発見、早期対応に努めてまいります。

教育相談体制につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが子どもや保護者への面談に加え、教職員との情報共有、校内会議への参加、教育センターをはじめとした関係機関との連携などをより充実させ、子ども及び保護者が抱える課題への支援に努めてまいります。

教育センターにおきましても相談員を増員し、子どもや保護者の多様なニーズに応じた相談活動が展開できるよう取組を推進してまいります。

校内支援体制につきましては、いじめ・不登校問題や虐待防止などの課題に対し、専門家を含めたチーム学校の中心となる生徒指導担当教員を小学校に配置し、関係部局や機関と連携し、子どもたちへの継続的な支援を行ってまいります。

3つ目の「幼児教育の発展的充実」につきましては、市立幼稚園型認定こども園では、園児一人ひとりの個性や育ち、発達を大切にしたきめ細かな保育を進め、集団の中

でともに育ち合う豊かな教育・保育活動の充実に努めるとともに、高まる保育需要や多様な保護者ニーズにも引き続き応えてまいります。

また、これまで以上に、教育・保育の質の向上を図るため、「幼児教育サポートチーム」による研修会の充実に努めてまいります。特に、幼児期の学びを小学校へつなぐ幼小接続の研究を重点テーマとして設定し、公立・私立を問わず、就学前教育と義務教育とのスムーズな接続ができるよう、取組の強化を進めてまいります。

4つ目の「一貫教育による学びの連続性」につきましては、小中一貫教育において、幼児期から義務教育9年間を見通した学びの連続性を一層重視し、小中合同の研修会や研究授業の実施など、取組を強化してまいります。

義務教育学校である「ほそごう学園」は、特認校制度のもと、1年生から9年生を従来の6・3制ではなく、4・3・2制に分け、ファーストステージ、セカンドステージ、サードステージの各ステージにおいて、発達段階に応じた取組を実施するなど、特色のある教育活動を展開しております。今後も、小中一貫教育のリーディング校として、子どもの実態に合わせた学校づくり、教育活動をさらに推進してまいります。

多様化する一人ひとりの教育的ニーズに対応できる環境を構築し、子どもたち一人ひとりがもつ多様な個性が長所として肯定され活かされる教育をめざしてまいります。

基本方針3「安心して学び合える魅力ある学校園づくり」につきましては、4つの政策目標で構成しております。

1つ目の「教職員の資質・能力の向上」につきましては、急速な社会状況の変化とともに、新しく柔軟な指導方法が求められている教育環境において、教職員が主体的に学び続けることができるよう、教科指導研修、情報技術活用研修、人権教育研修、支援教育研修など、教職員研修の充実を図り、教職員の資質・能力の育成に努めてまいります。

また、最新の教育動向や教育技術を学びつつ効果的な指導スキルが習得できる研修機会を増やし、異なる学習スタイルや、子どもたちの多様なニーズに対応してまいります。

こうした多様化する教育的ニーズに対応できる資質を持った人材の確保につきましては、大阪府豊能地区教職員人事協議会とも連携し、教職員を引き続き計画的に採用することにより、定数内正規教職員率の引き上げを図るとともに、令和6年度実施の教員採用選考より、大学3年生対象の選考を新設し、大学生の受験機会を広げるなど、教員志願者の早期獲得にも努めてまいります。

加えて、「池田の子どもたちのために頑張りたい」という情熱を持った人材を、池田で養成し、採用、その後のさらなる育成につなげていけるよう、「ふくまる教志塾」の

取組の充実に努めてまいります。

学校における働き方改革につきましては、令和6年度も引き続き、市費加配講師や教員業務支援員の配置を行うなど、働き方、組織体制、業務のスリム化といった多様な観点から、抜本的な改革に向けた取組を推進してまいります。

2つ目の「子どもの安全を守る体制づくり」につきましては、自他の生命を尊重し、安全に行動できるための危機予測・回避能力を育むため、避難訓練や防犯教室などを計画的に実施するとともに、関係機関と連携して、子どもたちの発達段階に応じた防犯・防災教育、交通安全教育を推進してまいります。

各学校園において、機能する危機管理体制を確立するとともに、保護者への緊急連絡体制の構築など、家庭・地域とも連携した学校安全体制の整備に努めてまいります。

また、子どもたちが安全に登下校できる環境づくりのため、関係機関と連携し、通学路の再確認と危険箇所などの安全対策を計画的に実施してまいります。

さらには、子どもたちの安全・安心を確保するため、全小学校・義務教育学校に導入しておりますICタグによる登下校時刻確認システムを有効に活用し、子どもの登下校に係る保護者の安心感を担保できるよう努めてまいります。

今後も、スクールガード・リーダーを中心に警察などと

の連携を強化しながら、保護者や地域の皆様の協力を得て、校区内の安全体制づくりを継続してまいります。

3つ目の「教育の質を高める教育環境の整備」において、学校施設につきましては、老朽化が進んでいる現状を踏まえ、優先順位をつけながら順次整備を行っております。

今後につきましては、教育委員会の組織体制を整えた上で、老朽化した学校施設における効率的かつ具体的な更新計画の策定、その計画に基づいた学校施設の環境改善に取り組み、子どもたちの安全・安心な学習環境の確保に努めてまいります。

また、一人ひとりが個性を輝かせ創造性を発揮できる、多様な学習形態へと対応するため、一人一台タブレット端末をはじめとしたICT環境整備の充実は必須であると認識しております。

特別教室を含めました、校内のどこからでも高速インターネットに接続できる環境を構築していくとともに、ソフトウェアの選定、運用支援体制の充実を一体的に進めてまいります。

加えて、学校と地域社会が連携・協働しながら子どもたちを育むため、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められております。現在小中学校に設置しております学校協議会を学校運営協議会へと移行を進め、子どもを中心に据えた学校と地域の連携をさらに発展させてまいります。

4つ目の「子どもの健康保持増進」において、学校保健につきましては、学校園の管理下における子どもたちの災害につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を活用し、その保護者に対し災害共済給付を行っております。また、池田市学校災害見舞金として、入院日数に応じた入院見舞金などの給付を行っております。

学校園における健康診断につきましては、医師会をはじめとする関係機関と連携し、感染症対策を施しつつ実施することで、子どもたちの健康づくりを推進してまいります。

また、感染症の発生状況を鑑みた注意喚起や、予防についての情報を正確に共有し、感染症の流行期に備え、適切な物品の調達と配備に努めてまいります。

併せて、学校園の適切な環境衛生の維持を図るべく、薬剤師会をはじめとする関係機関と連携し、環境衛生検査などを行ってまいります。

学校給食につきましては、食物アレルギー対応や地産地消の取組を継続して実施するとともに、安全・安心で、子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

また、「給食だより」や「食育だより」のほか、市のホームページやSNSを通じて、食についての情報を発信してまいります。

子どもたちの安全・安心・健康を根幹に位置付け、人材

面、環境面から魅力ある学校園づくりを支えてまいります。

基本方針4「家庭・地域・社会における主体的な学びの推進」につきましては、4つの政策目標で構成しております。

1つ目の「家庭・地域の教育力向上」につきましては、各中学校区に設置しております「教育コミュニティづくり推進委員会」及び「学校支援地域本部」の取組を通じて、地域人材を活用した放課後の学習支援や部活動支援など、学校を核とした教育コミュニティづくりを進めてまいります。

また、取組の中で活躍していただく地域人材の育成を図るとともに、留守家庭児童会と小学校区ごとの住民主体で運営されておりますキッズランドを一体的に推進することで、子どもの居場所づくりや家庭教育支援に努めてまいります。

さらに、留守家庭児童会につきましては、令和7年度より対象学年を4年生まで拡充する方向で検討しており、施設の整備や指導員の確保に努めてまいります。

児童館及び水月・五月山両児童文化センターにつきましては、それぞれ指定管理者のノウハウが活かされ、施設の特徴に応じた活動が展開されるよう、指定管理者と連携を図ってまいります。

2つ目の「生涯を通じた学びの推進」につきましては、一人ひとりが自主的に学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現をめざすもので、社会教育がその中心的役割を担うと期待されていることから、今後とも、市長部局や大学、企業などと連携しながら、社会教育の施策を推進してまいります。

中央公民館におきましては、社会教育推進の拠点施設として、生涯学習への入門の機会を提供する講座の充実、庁内及び関係機関と連携した講演会などの実施、わかりやすい情報発信の拡充に取り組み、市民交流の場となるよう努めてまいります。

図書館におきましては、令和5年12月よりサービスを開始しました池田市電子図書館の利用促進を図るとともに、令和7年1月には図書館システムをリニューアルし、社会のデジタル化に対応した、より利便性の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

また、石橋図書館におきましては、ダイバーシティセンター及び地域子育て支援拠点と引き続き連携しながら、地域の方々に役立つ図書館をめざしてまいります。

社会教育施設につきましては、くれは音楽堂の耐震補強工事の設計を行うほか、引き続き市長部局と連携しながら、施設の整備並びに在り方などを検討してまいります。

3つ目の「社会教育・スポーツ活動の推進」において、スポーツ活動の推進につきましては、池田市スポーツ振興条例に基づき、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルやスポーツニーズに応じて、安全で楽しい生涯スポーツ活動の充実に努めてまいります。

特に、中学生のスポーツ環境につきましては、地域のスポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、将来的に部活動の地域移行がスムーズに行えるよう環境の整備に努めてまいります。

市内スポーツ施設につきましては、指定管理者と連携し、さらなる情報発信を行い、利用促進に努めてまいります。

4つ目の「歴史・文化遺産の保存と活用」において、文化財保護につきましては、各種資料の調査研究、収集・保存に努めるとともに、郷土の歴史・文化遺産の正しい理解や魅力を発信するため、文化財の公開や展示などにより、活用を図ってまいります。

市史編纂事業につきましては、これまで収集した資料や行政文書、新たな研究成果を発信し、編纂成果を市民に公開してまいります。また、次期の市史編纂が滞りなく推進できるよう、引き続き資料の収集・管理を継続してまいります。

歴史民俗資料館におきましては、展示や学校への出前授業などを通して、池田の歴史・文化の特性を広く伝えていくとともに、継続的な資料の調査・収集に努め、その整理・保存・活用に取り組んでまいります。

生涯学習を通じた個人の成長と持続的な地域コミュニティを基盤に、つながりを軸とした学びと活動の好循環を生み出してまいります。

以上、令和6年度の教育方針と主要施策を申し上げます。

今後も、教育委員会及びその事業につきまして市民の皆様に一層のご理解をいただけるよう、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、積極的に活動内容を発信してまいります。

さまざまな教育課題の現状を踏まえ、生きる力を養い、思いやりのある豊かな心と社会に貢献できる力を育めるよう、教育環境の充実など、多様なニーズに応えた教育を積極的に展開し、教育の充実に向けた教育行政を遂行していくことが教育委員会に課せられた責務と考えております。

議員各位におかれましては、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度の「教育方針と主要施策」といたします。